

ガバナンス研究部会（第211回）議事録

日時：平成27年6月19日（金）15:00～17:00

場所：学士会館309号会議室

出席者：今井、上原、大関、小方、岡本、嶋多、勝田、浜辺、林、日向、山本、山脇、井上（文責）

【定例研究発表】

1. 「取締役の会社に対する責任に関する判例動向」（浜辺陽一郎客員部会員（弁護士）） ＜概要説明＞

- 取締役の任務懈怠の責任を追及する会社法条文は第423条であるが、これは善管注意義務違反を問うことになる。何か積極的に取締役が悪いことをしたということではないが、取締役としての義務を果たさなかったことにつき賠償責任を負うということになる。
- これに対して、取締役や監査役が抗弁または否定するときは、次の3つの根拠にもとづきなされることが多い。
 - ① 経営判断の原則 ⇔ 当該業界における企業人としての合理的な判断か？
 - ② 信頼の権利 ⇔ 信頼・依拠するに足る事情があったといえるか？
 - ③ 期待可能性の理論 ⇔ 本当にやむを得ない事情があったといえるか？
- 役員の実任の有無を判断している判例には以下のものがある。
 - ① 大阪地裁判決平成25年12月26日役員責任査定決定に対する異議の訴え事件（第1事件）、役員責任査定決定に対する異議の訴え反訴事件（第2事件）、損害賠償請求事件（第3事件）
 - ② 横浜地裁判決平成25年10月22日、金融・商事判例1432号44頁
 - ③ 名古屋高裁判決平成25年3月28日SFCG発行のCP引受けに係る取締役の責任追及事件
 - ④ 東京地裁判決平成25年2月28日株主代表訴訟事件
 - ⑤ 最高裁判決平成20年1月28日、北海道拓殖銀行カプトデコム事件
 - ⑥ 最高裁判決平成20年1月28日、北海道拓殖銀行栄木不動産事件
 - ⑦ 最高裁判所第二小法廷判決平成21年11月27日、四国銀行株主代表訴訟事件
 - ⑧ 東京高裁判決平成23年12月15日東和銀行事件・・・・・・・・
- その他に、役員の実任規制、利益相反取引、報告義務・説明義務、遵法義務と監督義務についての判例もある。いずれも、取締役がその業種や業界における水準を基礎にした合理的な判断であったか否かが問われている。

＜質疑＞

- 「リスク管理」と「内部統制システム」は同義と考えていいのだろうか？
- ⇒ 大和銀行株主代表訴訟判決では、「リスク管理」を「内部統制システム」の意味で使っている。大体において同義と言えるが、現行会社法でいう内部統制システムのひとつに「損失の危険」すなわち「リスク管理」を取締役会が整備すべき義務としてうたっ

ているから、「リスク管理」が「内部統制システム」の一構成要素がとなっているともいえる。(浜辺氏説明)

- 蛇の目ミシンの反社会的勢力への利益供与は地裁、高裁では役員の実責任を否定したが、最高裁で有責とされた。生命の危険があるという状況の中で、ギリギリの選択をせざるを得なかった経営にとっては酷な判決だと思う。
- 逆に地裁、高裁で有責としながら、最高裁で免責した判例もある。一応専門家が評価鑑定したならば、それは尊重すべきということで済ますとすれば、裁判所はその責任を果たしていないと言える。評価や鑑定に当たっては、独立的な第三者委員会等を行うなどの配慮が必要だ。
- これらの判例を見ると、経営の判断プロセスや防止策の実行も重要だが、被害額や損害額があまりに大きいと問題視されるようだ。

2 「お雇い外国人ロesslerーの思想と観察力」

<概要説明>

- お雇い外国人のヘルマン・ロesslerーは明治期の日本の法律整備に大きな貢献をした。彼の功績としては、①日本と列強諸国との外交(条約改定)、②列強諸国に通用する日本に適した商法と会社形態(合資会社、合名会社、株式会社)の考案、③日本の近代化(封建的社会経済制度の除去)のための憲法と教育勅語等の制定などがある。
- ロesslerーの学問的思考における中心概念は「社会的生活の法則」、すなわち歴史の必然性の中で展開される、人間の精神的・倫理的本質にふさわしい文化的規範であり、日本においては、日本と日本人を良く観察し、その上で日本に相応しい制度や法律を作った。
- ロesslerーは日本に対して深い愛情を抱いていた。彼は伝統的な日本文化が近代の世界文化に適応を許す限り、それを維持しようとした。また儒教から力を養われた日本の家族制度を尊重し、家族生活や社会生活において伝統的な慣習を維持しようとする側に立ち、日本の皇室制度も、その神話的な基盤の宣伝には同意しなかったが、将来にわたり存続する価値をもつ独特のものと考えた。
- 日本では、伊藤博文や井上毅らが、ロesslerーを深く信頼していた。現在のコーポレートガバナンス・コードの策定などに当たっては、ロesslerーのように深くものごとを観察し、実態にあったものを考えたのかはなほ疑問である。ロesslerーの姿勢に学ぶべきだと思う。

<質疑>

- ロesslerーは社会的機関として「共同決定権」の概念を説いたが、商法草案では全く触れられていないのは何故だろうか？
- 調べてみると、ロesslerー以外に明治維新期前後に約1万人のお雇い外国人が日本に来たという。彼らが日本の法や社会制度のもとを作ったことに感心させられる。
- コーポレートガバナンス・コードの話がでたが、いまは制度作りばかりに追われているが、本当は制度以外に、経営者の質、制度運用の3つが揃わなければならない。

【次回開催日】6月19日(金)午後3時 学士会館309号会議室